

総合センター一部休館のお知らせ

総合センターは、昭和56年にオープンし、現在町の各種事業や団体等の活動拠点として親しまれていますが、建築から33年が経過し、現在の耐震基準を満たしていません。

地震による建物の倒壊を防ぎ、利用者の安全確保を図るため、平成26年11月から平成27年8月にかけて、耐震補強工事を実施することとなりました。

このため、工事期間中は一部の施設利用を休止させていただきます。ご不便をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。



工事期間中も稼動する施設

保健センター（健康増進課）、公民館および総合センターの事務所については、館内で場所を移して業務を行います。

総合センター耐震補強工事方針

総合センターは、コミュニティセンター、老人福祉センター、児童館のほか、保健センターや公民館機能を備える多機能施設であることから、できるだけ利用者の利便を損なわないよう、一部機能を活かしながら耐震補強工事を実施することとします。

なお、工事期間中は利用者の方々の安全確保が最も重要です。このため、直接の工事実施を伴わない箇所においても、やむを得ず利用を制限することがあります。

この情報は、平成26年2月末現在のものですので、今後変更となることがあります。

「広報いな」では、今後も継続的に工事の影響等についてお知らせしていく予定ですが、町ホームページでも最新の情報を掲載していきますので、ご活用ください。

☎ 耐震補強工事全般・コミュニティセンターについて
生活安全課 ☎ 2 2 8 1

老人福祉センター・児童館について
福祉課 ☎ 2 1 2 6 ・ 2 1 2 8

保健センター（健康増進課）業務について
健康増進課 ☎ 7 2 0 - 5 0 0 0

公民館業務について
生涯学習課 ☎ 2 5 4 1
公民館 ☎ 7 2 2 - 9 1 1 2

総合センターの管理運営について
総合センター ☎ 7 2 2 - 9 1 1 1

工事期間および休止する施設

平成26年11月初旬から平成27年3月末まで
第1期工事（実施場所 1・2階）

大ホールはリハーサル（舞台）のみ利用可能です。ただし、工事の影響により利用を制限することがあります。

施設名称	期間(予定)および影響
コミュニティセンター (多目的ホール、研修室、ボランティアビューロー、和室、茶室)	平成26年11月初旬から平成27年3月末まで利用を休止します。
老人福祉センター	平成26年12月初旬から平成27年3月末まで利用を休止します。なお、蓮田市老人福祉センターの利用が可能です。
児童館	平成26年12月初旬から平成27年3月末まで利用を休止します。なお、和室・茶室の工事が完了しだいそちらを児童館として活用する予定ですが、利用人数等の制限があります。
会議室・料理室	平成26年11月初旬から平成27年3月末まで利用を休止します。

平成27年5月末から平成27年8月末まで
第2期工事（実施場所 3階）

施設名称	期間(予定)および影響
大ホール	平成27年5月末から平成27年8月末まで利用を休止します。

公共施設の予約システムからは、利用休止期間中の予約はできません。

原市沼川調節池多目的広場を開放します



当広場は、総面積20,000㎡（うち芝生広場8,600㎡）の調節池底部を利用した広場で、バドミントンやフリスビー、キャッチボールなどのレクリエーションをお楽しみいただけます。

また、調節池の周りは舗装整備されており、原市沼川の散策やジョギング等が楽しめます。

なお、多目的広場および周辺には駐車場はありませんので自動車での来場はできません。

開放時期 平成26年4月1日から
交通機関 町内循環バス（いなまる南循環）栄1丁目または栄2丁目バス停下車徒歩約3分

図 都市計画課公園緑地係 ② 4 2 2

平成25年度文部科学大臣
優秀教職員表彰を受賞

野村聡男氏（小室小）

1月27日、東京都港区のメルパルクホールで平成25年度「文部科学大臣優秀教職員表彰式」が行われました。

町からは、小室小学校の野村先生が表彰されました。

野村先生は、昨年度の埼玉県優秀な教員（はつらつ先生）の表彰に引き続いての受賞となります。

環境対策課からのお知らせ

使用済み小型家電リサイクル

図 廃棄物対策係 ② 2 2 5 3
クリーンセンター ☎ 7 2 8 - 5 3 2 1

町では、「小型家電リサイクル法（平成25年4月施行）」に基づき、新たなリサイクルの取組を4月から開始します。

不燃ごみや粗大ごみの中に含まれる使用済みの小型家電から、金・銀などの貴金属やレアメタルなどの有用金属を抽出し再資源化します。

なお、ご家庭からの排出方法は従来どおり変わりませんので、ごみ収集カレンダーの分別区分等に従って処理するようお願いいたします。

また、個人情報が含まれるものは、あらかじめデータ等を消去してください。

リサイクル対象となるもの

電話機、ファクシミリ、携帯電話、PHS、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセット、プリンター、電子辞書、ミシン、電卓、ヘルスメーター、炊飯器、電子レンジ、扇風機、除湿機、アイロン、掃除機、こたつ、電気ストーブ、ドライヤー、電気かみそり、蛍光灯器具、電子・電気時計、電子・電気楽器、ゲーム機など

冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、乾燥機、テレビ、パソコン、タブレット端末は町では処理できませんので、従来どおり家電小売店等で処理依頼してください。

廃棄物の野外焼却は禁止されています

図 環境対策係 ② 2 2 5 1 ・ 2 2 5 2

家庭でごみを燃やさないで！

構造基準に適合していない家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分にあがらないなど、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。

家庭での焼却も規制対象となります。基準に適合した焼却炉以外は使用できません。庭先などで焼却炉を使わずにごみを燃やしたり、ドラム缶などを使って焼却することはできません。雑草や落ち葉、剪定した枝等の焼却についても、洗濯物や布団に臭いがついたり、ご近所トラブルの原因になることがありますので、家庭から出るごみは町のごみ収集をご利用ください。

ごみを減らす工夫を心がけて！

ごみを減らすためには、みなさまのご協力が不可欠です。「必要なものを必要なだけ買う」、「使い捨て商品は買わない」、「長く大切にものを使う」、「過剰な包装は控える」、「レジ袋はもらわない」など、ごみを作らないように心がけましょう。また、ごみを分別しリサイクルを徹底するなど、私たち一人ひとりが毎日の生活を見直していくことが大切です。